

令和8年度 債権徴収計画一覧

資料1-2

No	債権名	債権の種類	部名等	課名等	区分	令和7年度実績			令和8年度目標		今年度の取組内容	課題と対応策
						滞納件数 (件)	滞納額 (千円)	徴収率 (%)	徴収額 (千円)	徴収率 (%)		
1	市税 (個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税等)	強制徴収債権	総務部	収納推進課	現年度	5,443	266,693	98.7	19,168,497	99.2	【スケジュール・重点取組】 ・これまで構築してきた徴収体制を維持し、引き続き適時適正な滞納処分（執行停止含む）を実施する。 ・納付機会の確保及び利便性向上のために導入した様々な納付チャンネルについて、更なる周知、適正運用に努める。 （金融機関窓口納付、口座引落、コンビニ納付、QRコードを活用したスマホ決済アプリ又はクレジットカード納付等） ・滞納整理として、一斉（年6回）及び随時の催告書を送付する。 ・効率的かつ効果的な滞納処分のため、換価が容易な債権（預金、給与、年金、生命保険等）の差押を実施する。 ・滞納者との接触率向上のため、ショートメッセージサービスを活用した返信案内の送信を継続実施する。	今後、人口減少等の進行により市税収入の確保が一層厳しさを増すことが見込まれる中、自主財源の安定的確保のために、更なる収入率の向上を図ることが求められる。 一方で、職員数の減少や新規採用職員の配置に伴う経験・知識不足等により、基本的な業務の遂行も困難となっている。 このような状況を踏まえ、各種研修の受講、OJT、ジョブローテーション等を通じて職員一人ひとりの知識・技術の習得を図るとともに、組織としての業務遂行能力の向上も図り、課全体で上記項目2に掲げる取組を着実に推進することにより、収入率の向上に繋げていく。
					滞納繰越	4,277	270,794	31.8	177,371	33.0		
2	老人ホーム被措置者負担金	非強制徴収債権（公債権）	保健福祉部	介護福祉課	現年度	1	1	99.9	29,577	100.0	【スケジュール・重点取組】 滞納繰越6件（5名分）は、老人ホーム入所中に死亡した被措置者である。いずれも相続人が不明若しくは相続人本人の問題から相続財産の引き渡しができていない状況のため、今後も引き続き相続人調査を行っていき、判明次第、納付を依頼することとする。 【不納欠損予定額】 50,673円（1件、令和3年度債権）に係る相続人の調査が確定しない場合は、5年間の消滅時効により、年度末に放棄手続を行う。	養護老人ホームの性質上、身寄りが無く入所されている方もいるため、そのような方が死亡した場合、相続人の調査は困難な状況ではあるが、今後も継続的に調査を行っていくこととする。
					滞納繰越	5	100	40.8	101	50.0		
3	保育所保育料 (公立・私立)	強制徴収債権	保健福祉部	子ども保育課	現年度	30	2,861	98.1	152,906	99.1	【スケジュール・重点取組】 毎月の償還状況を精査し、納入期限後30日以内の初期段階で即座に納付勧奨（催告）と納付書再送を行う。過年度までの滞納者に対しては、8月頃に督促書を送達するほか、電話催告も行い、生活状況を把握した上で履行延期の申請や分納誓約への誘導を図る。 【不納欠損予定額】 3,551,900円（18名）	【課題】 保育料等滞納整理に係る人的体制構築（ノウハウを有する人材不足）が課題となっている。 【対応策】 業務が比較的落ち着く7月頃から滞納整理の準備を行い、8月頃に債務者へ督促状を送達する。
					滞納繰越	131	11,556	2.3	893	6.2		
4	放課後児童クラブ利用者負担金	非強制徴収債権（私債権）	保健福祉部	子育て支援課	現年度	178	538	99.0	63,501	100.0	【スケジュール・重点取組】 現年度利用者に対し、放課後児童クラブを通じて、毎月の利用負担金の納付について周知を行い、確実な徴収に努める。また、定期的に利用負担金の滞納者に対し、納付勧奨を実施し、債権の回収を図る。	【課題】 平成27年度以前の債権について、滞納者の現住所等が特定できず、督促通知を送達できない事案が発生しており、現在住所の特定を進めている。 また、現年度利用者に対する定期的な納付推奨が十分に行うことができず、新たな滞納者が生じた。 【対応策】 過年度の滞納者の住所等の把握に努め、督促通知を送達し、滞納解消を図る。また、現年の滞納を防止するため、納期限の都度速やかに督促通知を送達し、確実に徴収する。
					滞納繰越	888	1,920	16.0	737	30.0		
5	延長保育事業個人負担金	非強制徴収債権（私債権）	保健福祉部	子ども保育課	現年度	84	98	90.9	1,019	94.7	【スケジュール・重点取組】 毎月の償還状況を精査し、納入期限後30日以内の初期段階で即座に納付勧奨（催告）と納付書再送を行う。過年度までの滞納者に対しては、8月頃に督促書を送達するほか、電話催告も行い、生活状況を把握した上で履行延期の申請や分納誓約への誘導を図る。	【課題】 保育料等滞納整理に係る人的体制構築（ノウハウを有する人材不足）が課題となっている。 【対応策】 業務が比較的落ち着く7月頃から滞納整理の準備を行い、8月頃に債務者へ督促状を送達する。
					滞納繰越	290	477	0.4	118	20.6		
6	土地改良施設整備事業費負担金	非強制徴収債権（公債権）	産業部	農林課	現年度	1	410	0.0			国・県の補助事業に係る地元負担金（事業費の10%）であり、本来、令和8年度事業であるが、令和7年度2月補正で査定されたことにより事業費の繰越を行ったものである。令和8年度に事業実施のため、地元より410千円を徴収する予定としている。	令和8年度に事業実施のため、地元より410千円を徴収する予定としている。
					滞納繰越				410	100.0		
7	庁舎駐車場使用料	非強制徴収債権（私債権）	総務部	管財課	現年度						【スケジュール・重点取組】 毎年の納付状況を精査し、相手方に催促書を送付する。	対象者は、令和4年7月8日から令和4年7月16日まで庁舎立体駐車場を私用で利用したが、料金体系を認識しておらず、持病があり収入も無いため、利用料の一括での支払いが出来ず、代わりに支払いが可能な親族もいないとの申立てがあったため、分割での支払いを認め「納付誓約書」を市に提出した。 しかし、支払いが滞っている状況であるため、引き続き催告書の送付を実施する。
					滞納繰越	1	30	0.0	30	100.0		

No	債権名	債権の種類	部名等	課名等	区分	令和7年度実績			令和8年度目標		今年度の取組内容	課題と対応策
						滞納件数 (件)	滞納額 (千円)	徴収率 (%)	徴収額 (千円)	徴収率 (%)		
8	雄勝診療所診療報酬	非強制徴収債権 (私債権)	雄勝総合支所	市民福祉課	現年度	2	1	99.9			【スケジュール・重点取組】 債権2件は夫妻の医療費自己負担金であるが、世帯の金銭管理をしていた妻が令和7年秋に死亡。 夫は令和7年秋から入院中で、成年後見人申立中。 成年後見人が決まり次第、夫妻分の1,490円を請求し、年度内の回収を予定。	【課題】 滞納者（夫）には年金収入があるが、口座から現金を引き出す能力がない。また、三人の娘がいるが、妻の死後、相続を放棄して後見人申立中のため、娘からの支払いも見込めない。 【対応策】 成年後見人が決まり次第、遅滞なく夫妻分の1,490円を請求し回収する。
					滞納繰越				1	100.0		
9	夜間急患センター診療報酬	非強制徴収債権 (私債権)	保健福祉部	夜間急患センター	現年度	2	9	99.9			【スケジュール・重点取組】 現年度分は、毎週未納状況を確認し、未納期間が1週間以内の初期段階で電話や訪問等を実施して早期の納付を促し、翌年度へ滞納繰越をしないようにする。滞納繰越分は、8月と2月を重点取組期間とし、催告書等を送付する。	現在の夜間急患センターには、平成28年12月に移転したが、未収金には、移転前の仮設（日和が丘）分の未収金も含まれる。そのため、生存確認等の戸籍調査も行い、不能欠損処分が行えるか精査する必要がある。
					滞納繰越	23	117	0.0	126	100.0		
10	マンガアイランド使用料	非強制徴収債権 (私債権)	産業部	観光政策課	現年度	2	2	99.9	3,388	100.0	【スケジュール・重点取組】 滞納者2名（千葉県・兵庫県）に対し、督促状の送付と合わせ電話連絡を行う。	【課題】 債務者が県外に居住していることに加え、1名は外国籍である可能性があり、債務履行の働きかけに時間を要する。 【対応策】 令和7年度は文書の送付にとどまっていたことから、債権の履行を求める意思をより明確に示すため、電話連絡を行う。
					滞納繰越				2	100.0		
11	公共物使用料・占用料	非強制徴収債権 (公債権)	建設部	道路課	現年度	1	31	99.7	11,736	100.0	【スケジュール・重点取組】 過年度から滞納が続いている3件（着信拒否による支払い停止、支払期日の遵守が困難な案件、住所のみ判明で郵送対応のみ可能な案件）について、現状に応じた督促を継続し、債権管理マニュアルに沿った回収を進める。 また、今年度新たに発生している債権については、早期対応を徹底する方針とし、架電・訪問・通達を短期間に複数回行い、滞納の長期化を防ぎ、徴収の確保と滞納抑制に努める。	【課題】 滞納者との間で今年度中に完済できるよう話し合いで決めた金額で分納誓約書を締結したものの、その後は電話連絡を拒否されるなど、継続的な納付意思が見られない状況が続いている。また、連絡先の確認が取れない債権者について、郵便物を送付して対応しているが依然として返信がなく、実質的な徴収に至っていない。 【対応策】 債権回収マニュアルに則り、滞納状況を把握したうえで、必要に応じて現地への訪問を行い、同時に催告書等の必要書類を速やかに郵送する。
					滞納繰越	9	432	0.0	232	50.0		
12	道路占用料	強制徴収債権	建設部	道路課	現年度				46,538	100.0	【スケジュール・重点取組】 過年度から滞納が続いている3件（着信拒否による支払い停止、支払期日の遵守が困難な案件、住所のみ判明で郵送対応のみ可能な案件）について、現状に応じた督促を継続し、債権管理マニュアルに沿った回収を進める。 また、今年度新たに発生している債権については、早期対応を徹底する方針とし、架電・訪問・通達を短期間に複数回行い、滞納の長期化を防ぎ、徴収の確保と滞納抑制に努める。	【課題】 滞納者との間で今年度中に完済できるよう話し合いで決めた金額で分納誓約書を締結したものの、その後は電話連絡を拒否されるなど、継続的な納付意思が見られない状況が続いている。また、連絡先の確認が取れない債権者について、郵便物を送付して対応しているが依然として返信がなく、実質的な徴収に至っていない。 【対応策】 債権回収マニュアルに則り、滞納状況を把握したうえで、必要に応じて現地への訪問を行い、同時に催告書等の必要書類を速やかに郵送する。
					滞納繰越	2	70	46.0	35	50.0		
13	市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料	非強制徴収債権 (私債権)	建設部	住宅課	現年度	440	36,666	96.6	1,039,506	96.1	【スケジュール・重点取組】 納期限から20日以内に督促状を発送している。督促状に指定した期限までに納付がない場合は当該滞納者に対して催告書の送付、電話、訪問又は呼出しにより納付の督促を行っている。電話や訪問または呼出しの際は生活状況や収支について聞き取りを行ない、支払計画を確認し納付を促す。 また、必要に応じて分納誓約への誘導を図る。 短期滞納のうちに早期回収に努め、悪質な長期滞納者に対しては訴訟を行なうべく、対象者の選定を進める。	収入申告書未提出により、近傍同種家賃となり支払いが滞っている滞納者がいる。電話や訪問を行なうも一切反応がなく、滞納家賃が大きく膨らんでしまっている。また、超過割増減免の縮小により高額な家賃が設定されている入居者が増加。自主退去を促すものの修繕費の捻出が困難な場合が多く滞納が膨らんでしまっている。粘り強く電話や訪問にて早急な明渡しを行なうよう指導している。悪質な滞納者に対しては訴訟に向けて、対象者の選定を行なっていく予定。
					滞納繰越	470	228,639	10.5	35,816	13.5		
14	幼稚園保育料	非強制徴収債権 (公債権)	教育委員会	教育総務課	現年度						【不納欠損予定額】 39,000円（1件）。自己破産により免責が確定しているため、R9年5月（R8年4月3日付け総務部長通知より）に債権の放棄手続を行う。	【課題】 免責が確定した債務者に係る債権であり、回収の見込みがないまま滞納繰越しとなっている。 【対応策】 債権管理条例に基づき債権放棄の手続を進め、適正な債権管理を行う。
					滞納繰越	1	39	0.0	0	0.0		

No	債権名	債権の種類	部名等	課名等	区分	令和7年度実績			令和8年度目標		今年度の取組内容	課題と対応策
						滞納件数 (件)	滞納額 (千円)	徴収率 (%)	徴収額 (千円)	徴収率 (%)		
15	普通財産貸付 収入	非強制徴収債権 (私債権)	河北総合支 所	地域振興課	現年度	1	127	98.0	5,738	100.0	【スケジュール・重点取組】 破産管財人等と連絡を取りながら、破産手続の進捗状況を随時確認するとともに破産手続中であっても、必要に応じて納付書を送付し、債権の保全及び回収に努める。 【不能欠損予定】 現時点では、破産手続が継続中であることから不能欠損処理は予定していないが、破産手続の終結後、配当状況や回収可能性を確認した上で、必要に応じて不能欠損処理を検討する。	【課題】 債務者は事業を廃業し、代表者個人は自己破産手続、法人についても破産手続が開始されていることから、自主納付による債権回収は極めて困難な状況。また、令和6年度及び令和7年度の納付実績はなく、今後も回収が見込める財産の有無については、破産手続の結果を待つ必要がある。 【対応策】 裁判所等からの通知等により破産手続の進捗を適切に把握、必要に応じて納付書を送付し、債権の保全に努める。配当の有無や回収可能性を確認し、破産手続終結後は、不能欠損処理を含めた適切な債権整理を検討する。
					滞納繰越	7	1,113	0.0	0	0.0		
16	普通財産貸付 収入	非強制徴収債権 (私債権)	雄勝総合支 所	地域振興課	現年度	1	15	99.9			【スケジュール】 当該賃借人に対し、令和8年4月及び5月にそれぞれ未納額を一括して支払うよう催促の電話をかけたが、「今は事業の資金繰りが厳しいので支払えないが、6月に入れば支払うことができる」との回答があったため、6月は2週間に一度程度のペースで状況確認を行い、納入を促すこととし、6月中の納入が確認できない場合は課内で検討のうえ、より効果的な方法を模索する。 その後、令和8年6月26日に未納額15,000円の全額納付を確認した。	当該債権は、当課が所管する東京都葛飾区立石地区の市有財産貸付に伴う普通財産貸付収入であり、今回対象となる賃借人は1名である。 当該賃借人が昨年度支払うべき賃料は28,200円であり、それを全9期に分けて支払う（第1期4,200円、第2期～9期まで各3,000円）こととしていたが、このうち第5期～9期までの合計15,000円が未納となっている。
					滞納繰越				15	100.0		
17	普通財産貸付 収入（過年度 分）	非強制徴収債権 (私債権)	河南総合支 所	地域振興課	現年度						【スケジュール・重点取組】 毎月の償還状況を精査し、督促と納付書再送を行う。 また、毎月の月上旬に電話連絡を行い、定期的に自宅を訪問していく。	【課題】 平成30年から長期間に及ぶため、本人へのコンタクトの手段が電話連絡と訪問に限られており、現在どちらも不通であるため難航している。 【対応策】 法制企画官や関係機関と連携し、必要な措置を取ることとする。
					滞納繰越	1	23	0.0	23	100.0		
18	普通財産貸付 収入（防災集団移 転用地貸付 分）	非強制徴収債権 (私債権)	総務部	管財課	現年度	1	1,558	98.3	6,996	98.5	【スケジュール・重点取組】 年4回の納付状況を精査し、納入期限後30日以内の初期段階で即座に督促状を送付する。それでも納付しない者に対しては、定期的に電話による督促を行う他、必要に応じて訪問を行い、分納誓約への誘導を図る。 3月末には過年度分の滞納者へ催告書を送付する。連絡不通の債務者は戸籍謄本等による住民票の追跡調査を行い、相続人や現在の居住地を特定して確実に督促を行う。	【課題】 震災後15年以上が経過し、生活環境の変化や失業等による困窮を理由とした滞納が多い。また、契約者が死亡、または、行方不明となり、連絡不通となるケースも数件存在している。 【対応策】 支払が困難な債務者には単に督促するだけでなく、理由を聞いた上で分納誓約等の対応を行う。連絡不通の債務者は戸籍謄本等による住民票の追跡調査を行い、相続人や現在の居住地を特定して確実に督促を行う。
					滞納繰越	2	1,141	23.5	2,698	40.0		
19	災害援護資金 貸付金元利収 入（宮城県北部 連続地震関係 分）	非強制徴収債権 (私債権)	河南総合支 所	市民福祉課	現年度						【スケジュール・重点取組】 長年回収ができずにいる債権であり、将来的にも回収できる見込みが薄いため、債権管理条例に基づき、適正な手続きにより未収金の解消に向けて進めたい。	【課題】 債務者2件のうち、1件は債務者本人が死亡のため、相続人へのアプローチが必要であるが、死亡から数年経過している点。もう1件は高齢独居者であり、回収が困難と思われる点。 【対応策】 前者は相続人に対して接触を試みる。後者は、本人及び河南地区内に居住している長男にも接触する。どちらも債権の承認を求めたい。
					滞納繰越	2	4,331	0.0	0	0.0		
20	災害援護資金 貸付金収入 （東日本大震 災関係分・台 風関係分）	非強制徴収債権 (私債権)	保健福祉部	保健福祉総 務課	現年度	239	44,659	58.2	26,019	47.2	【スケジュール・重点取組】 資力が乏しく、償還が困難な者には分割納付又は支払猶予の勧奨を行う。また、相続人調査を重点的に行うことで、債務引受人の特定や相続放棄による償還免除に繋げる。 毎日の償還状況を確認し、各約定納期限内に償還が確認できない場合は納期限後30日以内に督促を行い、最終償還期日から2カ月及び1年2カ月を経過しても完納とならない者には催告を行う。 なお、償還に無反応な悪質な者には法的措置を取る（訴訟業務は総務部収納推進課に移管予定）。 その他、借受人に対する現況調査やサービサーによる訪問調査を行い、適正な債権管理に努める	当該貸付金は、被災者の生活再建に資するためのものであるが、借受人の高齢化や困窮により徴収率の向上が困難な状況である。 償還に無反応な者には法的措置も含め、適正な債権管理・回収に努めながら対応を行っているところであり、貸付時のピークから少しずつ債権管理の母数は減少傾向にあるものの、体制縮小による人員不足から相続人調査や法的措置への移管業務など、債権管理が十分に追いついていない状況である。 時効完成や県への償還期限の到来による市の財政負担（持ち出し）を避けるため、滞納の解消は急務であり、人員の確保が喫緊の課題である。
					滞納繰越	5,923	1,290,622	6.9	88,029	6.7		

No	債権名	債権の種類	部名等	課名等	区分	令和7年度実績			令和8年度目標		今年度の取組内容	課題と対応策
						滞納件数 (件)	滞納額 (千円)	徴収率 (%)	徴収額 (千円)	徴収率 (%)		
21	医療従事者奨学貸付金元金収入	非強制徴収債権 (私債権)	保健福祉部	健康推進課	現年度						【スケジュール・重点取組】 滞納者2名に対し、分割納付書を送付し、かつ定期的な現状確認（電話連絡）を実施することで、分割誓約の確実な履行を図り、目標徴収率の達成を目指す。	【課題】 滞納者2名のうち、自己破産者1名は5月に失業しており、再就職するまで納付が困難な状況にある。 【対応策】 早い段階で再就職できるようハローワーク等の就労支援窓口への通所を促す。再就職の目的が立たない場合、連帯保証人に対し催告書を送付することで、目標徴収率の達成を目指す。
					滞納繰越	2	63	50.4	63	100.0		
22	奨学資金貸付金元金収入	非強制徴収債権 (私債権)	教育委員会	学校教育課	現年度	10	1,107	95.9	27,149	96.0	【スケジュール・重点取組】 滞納繰越を行った滞納者に対しては、6月下旬に催告書を送付する。また、納付行為が見られない者については、保護者や連帯保証人への催告通知もあわせて行っていくほか、電話による催告も継続していく。 不納欠損手続きについては、対象者の洗い出し及び情報整理を行いながら、教育委員会としての方向性を検討していくこととしている。	・住民登録地に住んでいない者について、住民票情報の確認を定期的実施し、住所異動を把握する。また、長期未納者については所在確認を行い、必要に応じて関係部署と情報連携する。 ・生活保護受給者等、経済的に困窮し支払が困難な滞納者への対応については、滞納者の生活状況を把握し、事情に応じた相談対応を実施する。 ・催告に応じない者への対応については、連帯保証人への通知、電話連絡を実施する。
					滞納繰越	64	24,914	14.5	4,164	16.0		
23	地域おこし協力隊活動費等補助金返還金	非強制徴収債権 (私債権)	企画部	SDGs移住定住推進課	現年度						【スケジュール・重点取組】 債務者は法人であり、破産手続きが終わり免責となれば法人格がなくなるため債権は完全に消滅する。そのため、不能欠損として処理することとなるが、破産手続きの進捗を代理人に問合せするも回答が得られない。引続き、代理人へ連絡を行い、免責確認次第、不納欠損等適切な処理を行う。	【課題】 代理人からの回答に時間がかかっている。 【対応策】 繰り返し連絡を行い、状況確認する。
					滞納繰越	1	120	0.0	0	0.0		
24	移住支援金返還金	非強制徴収債権 (私債権)	企画部	SDGs移住定住推進課	現年度	1	1,000	0.0			【スケジュール・重点取組】 債権回収に係る要綱を策定。相手方から納付困難につき分割納付意向を確認したため、誓約書を徴収し分割納付による債権回収を進める。 納付が遅延した場合には要綱に基づき、納付督促、催告及び納付指導を適切に行う。	【課題】 移住支援金の返還は、県外転出事由がほとんどであるため、連絡不通となった際の回収に限られる。 【対応策】 連絡不通とならないよう毎年度誓約書を提出させ、併せて債務者が債務の存在を認める行為（承認）により時効の更新を図る。
					滞納繰越				1,000	100.0		
25	訴訟費用等返還金	非強制徴収債権 (私債権)	建設部	住宅課	現年度						【スケジュール・重点取組】 ・令和8年度に明渡断行し退去した方への請求の準備 ・滞納繰越対象者への納入通知書の発送 ・宛所不明者への現住所の確認と納入通知書再発送 ・現地訪問による納付指導	・徴収の対象者は、明渡訴訟により退去した者であり、これまで納入実績がほとんどない状況にある。 ・回収の見込みは極めて低く、徴収事務に要する費用及び労力に対する効果が見込めないことから、他の滞納者との公平性を考慮した上で、不能欠損処理について検討する必要がある。
					滞納繰越	15	688	0.0	34	5.0		
26	防災集団移転用地貸付遅延損害金	非強制徴収債権 (私債権)	総務部	管財課	現年度	29	125	28.5	70	30.0	【スケジュール・重点取組】 定期的に電話による督促を行う他、必要に応じて訪問を行う。3月末には過年度分の滞納者へ催告書を送付する。 連絡不通の債務者は戸籍謄本等による住民票の追跡調査を行い、相続人や現在の居住地を特定して確実に督促を行う。	【課題】 震災後15年以上が経過し、生活環境の変化や失業等による困窮を理由とした滞納が多い。また、契約者が死亡、または、行方不明となり、連絡不通となるケースも数件存在している。 【対応策】 連絡不通の債務者は戸籍謄本等による住民票の追跡調査を行い、相続人や現在の居住地を特定して確実に督促を行う。
					滞納繰越	22	83	4.3	208	5.0		
27	普通財産貸付遅延損害金	非強制徴収債権 (私債権)	総務部	管財課	現年度	2	3	92.3	118	93.0	【スケジュール・重点取組】 定期的に電話による督促を行う他、必要に応じて訪問を行う。3月末には過年度分の滞納者へ催告書を送付する。 連絡不通の債務者は戸籍謄本等による住民票の追跡調査を行い、相続人や現在の居住地を特定して確実に督促を行う。	【課題】 震災後15年以上が経過し、生活環境の変化や失業等による困窮を理由とした滞納が多い。また、契約者が死亡、または、行方不明となり、連絡不通となるケースも数件存在している。 【対応策】 連絡不通の債務者は戸籍謄本等による住民票の追跡調査を行い、相続人や現在の居住地を特定して確実に督促を行う。
					滞納繰越	1	3	93.2	6	93.0		
28	特別障害者手当等給付費返納金	非強制徴収債権 (私債権)	保健福祉部	障害福祉課	現年度						【スケジュール・重点取組】 毎年の納付状況を精査し、滞納者に対し文書及び電話連絡にて催告を行う。	死亡した債務者に係る案件については関係者と連絡を取りながら返済を促しているが、理解を得ることができていないため、今後も根気強く説明を行っていく。
					滞納繰越	2	79	43.2	39	50.0		

No	債権名	債権の種類	部名等	課名等	区分	令和7年度実績			令和8年度目標		今年度の取組内容	課題と対応策
						滞納件数 (件)	滞納額 (千円)	徴収率 (%)	徴収額 (千円)	徴収率 (%)		
29	心身障害者医療扶助費返還金	非強制徴収債権 (私債権)	保健福祉部	障害福祉課	現年度						【スケジュール・重点取組】 毎年の納付状況を精査し、滞納者に対し文書及び電話連絡にて催告を行う。	死亡した債務者に係る案件については関係者と連絡を取りながら返済を促しているが、理解を得ることができていないため、今後も根気強く説明を行っていく。
					滞納繰越	2	67	0.0	33	50.0		
30	生活困窮者自立支援金返還金（過年度分）	非強制徴収債権 (公債権)	保健福祉部	保護課	現年度						【スケジュール・重点取組】 相手方の生活状況を把握したうえで令和8年5月15日、自宅へ訪問催告を実施し、本人と面談。6月中の来所と分納等の相談する約束。6月中の来所がない場合は、文書による最終的な催告（期限令和9年1月末）を行い、未納時には債権管理条例に基づく財産調査（給与、預貯金等）の事前予告書を送し、令和9年度の法的手続きに向け進めていく。	石巻市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の不正受給の返還金である。対象者は母子家庭（子1人：高校1年生）であるが主たる収入が不明。 令和8年7月1日に対象者から分割納付誓約書が提出されたことにより、消滅時効は中断した。
					滞納繰越	1	160	0.0	160	100.0		
31	墓地・埋葬等経費支弁金	非強制徴収債権 (私債権)	保健福祉部	保健福祉総務課	現年度						【スケジュール・重点取組】 墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定に基づき、身寄りのない住民の火葬を市が執行した際の負担分を、親族が判明した場合に請求する分が本債権となっている。 現在、2名が対象となっており、1名は分納中だが、他の1名は、令和6年度の途中から納入が滞っているため、状況を確認し、納入の再開を促していく。	【課題】 1名について、長期間、連絡が取りにくい状況となっている。 【対応策】 把握している連絡先に相違がある場合は、住所調査により最新の状況を確認し、督促等を行う。
					滞納繰越	2	209	19.3	150	70.0		
32	児童扶養手当扶助費返戻金	非強制徴収債権 (私債権)	保健福祉部	子育て支援課	現年度						【スケジュール・重点取組】 滞納繰越分について年度初めに催告状および納付書を送る。 定期的に電話催告（随時）および催告状の送付（年2回）を行う。 また、電話催告にて連絡が取れない滞納者については訪問等により接触を図り、生活状況を把握し、分納誓約への誘導を図る。	【課題】 滞納者はひとり親であり、手当を受給していた低所得者が多い。毎月の分納額も2,000円から20,000円と少額であるため、償還期間は長期に及ぶ。 【対応策】 支払いが困難な債務者には、単に催促するだけでなく、福祉部門や就労支援窓口と連携した生活再建支援を行う。
					滞納繰越	19	6,016	6.7	1,203	20.0		
33	児童手当扶助費返戻金	非強制徴収債権 (私債権)	保健福祉部	子育て支援課	現年度						【スケジュール・重点取組】 滞納繰り越し分について年度初めに催告状および納付書を送る。その後、毎月の償還状況を精査し、定期的に電話催告（随時）および催告状の送付（年2回）を行う。 電話催告にて連絡が取れない滞納者については訪問等により接触を図る。	【課題】 現時点での滞納者の中で、音信不通等により全く行方が分からない者がいないため、現時点では納付書を送り、連絡をする等の対応としているが、長期化する恐れがある。 【対応策】 支払いが困難な債務者には、単に催促するだけでなく、福祉部門や就労支援窓口と連携した生活再建支援を行う。
					滞納繰越	2	110	0.0	110	30.0		
34	保育士確保支援事業費補助金	非強制徴収債権 (私債権)	保健福祉部	子ども保育課	現年度						【スケジュール・重点取組】 滞納状況を確認のうえ、電話・文書による納付勧奨を随時実施し、早期納付を促す。	【課題】 電話連絡を行っても応答が得られない場合があり、納付勧奨や状況確認が十分に行えない。 【対応策】 時間帯を工夫して電話連絡を継続するとともに、文書による納付勧奨を行う。
					滞納繰越	3	270	0.0	270	100.0		
35	保育所食材料費徴収金	非強制徴収債権 (私債権)	保健福祉部	子ども保育課	現年度	30	527	97.5	20,579	98.5	【スケジュール・重点取組】 毎月の償還状況を精査し、納入期限後30日以内の初期段階で即座に納付勧奨（催告）と納付書再送を行う。 過年度までの滞納者に対しては、8月頃に督促書を送達するほか、電話催告も行い、生活状況を把握した上で履行延期の申請や分納誓約への誘導を図る。	【課題】 保育料等滞納整理に係る人的体制構築（ノウハウを有する人材不足）が課題となっている。 【対応策】 業務が比較的落ち着く7月頃から滞納整理の準備を行い、8月頃に債務者へ督促状を送達する。
					滞納繰越	87	1,460	0.6	361	18.2		
36	地域型保育事業給付費返戻金	非強制徴収債権 (公債権)	保健福祉部	子ども保育課	現年度						【スケジュール・重点取組】 破産手続終了後の状況を確認し、債権の整理及び今後の取扱いについて検討する。	【課題】 債務者について破産手続開始決定がなされ、配当が見込まれないため、債権回収が困難な状況である。 【対応策】 破産手続の状況を確認のうえ、適切な債権管理を行う。
					滞納繰越	1	1,082	0.0	0	0.0		
37	生活扶助費返還金	強制徴収債権	保健福祉部	保護課	現年度	313	26,847	42.0	29,864	66.0	【スケジュール・重点取組】 ・各ケースワーカーによる納入指導の実施。→現年度分の確実な回収を図るとともに、過年度分の納付指導を強化する。 ・適正な債権管理。→収入増、転出、死亡等に伴う廃止ケースの債権回収に努める。 ・債権管理事務処理要領の作成 【不納欠損予定額】 ・R7年度末までに消滅時効となった債権の不納欠損予定額 ①63条返還金等 24,549,116円 ※生活保護法改正前の63条返還金等債権は非強制徴収債権に計上	【課題】 被保護者の債務や納付状況は生活保護システムで各ケースワーカーも把握できるが、被保護者に対する納入指導に十分に活かされていない。債権管理に関する事務処理要領等が未定であり、ケースワーカーと経理担当との連絡調整が不十分であることなどから、保護廃止後の債権回収は進んでいない。 【対応策】 債権管理に関する事務処理要領等を作成し、ケースワーカーが債権管理の知識を取得できるよう勉強会等を実施し、返還金等が回収困難とならないよう未然防止に努める。
					滞納繰越	1,908	60,906	0.5	3,045	5.0		

No	債権名	債権の種類	部名等	課名等	区分	令和7年度実績			令和8年度目標		今年度の取組内容	課題と対応策
						滞納件数 (件)	滞納額 (千円)	徴収率 (%)	徴収額 (千円)	徴収率 (%)		
38	生活扶助費返還金（生活保護法改正前の第63条返還金等債権）	非強制徴収債権（公債権）	保健福祉部	保護課	現年度						【スケジュール・重点取組】 ・各ケースワーカーによる納入指導の実施。一現年度分の確実な回収を図るとともに、過年度分の納付指導を強化する。 ・適正な債権管理。一収入増、転出、死亡等に伴う廃止ケースの債権回収に努める。 ・債権管理事務処理要領の作成 【不納欠損予定額】 ・R7年度末までに消滅時効となった債権の不納欠損予定額 ①63条返還金等 54,594,492円 ②過誤払金 31,174,291円	【課題】 被保護者の債務や納付状況は生活保護システムで各ケースワーカーも把握できるが、被保護者に対する納入指導に十分に活かされていない。債権管理に関する事務処理要領等が未定であり、ケースワーカーと経理担当との連絡調整が不十分であることなどから、保護廃止後の債権回収は進んでいない。 【対応策】 債権管理に関する事務処理要領等を作成し、ケースワーカーが債権管理の知識を取得できるよう勉強会等を実施し、返還金等が回収困難とならないよう未然防止に努める。 また、過誤払金返還金についても強制徴収公債権と同様に督促を実施する
					滞納繰越	2,554	107,379	1.2	5,369	5.0		
39	旧公立深谷病院診療費患者負担金	非強制徴収債権（私債権）	保健福祉部	健康推進課	現年度						【スケジュール・重点取組】 滞納者17名のうち、分割納付者2名に対し分割納付書を送付し、かつ定期的な現状確認（電話連絡）を実施する。 また、分割誓約不履行者10名について、年2回以上の催告書送付（4名）、保護課ケースワーカーに帯同し納付催告（4名）、相続人調査（1名）、自己破産手続きの終結を待つ（1名）こととする。残り5名については、所在不明者等であることから、催告書送付や臨戸訪問を実施しつつ、債権管理条例に基づき債権放棄を実施する。 【不納欠損予定額】 1,949千円（6件）。所在不明者や自己破産により免責決定した者について債権放棄を実施する。	【課題】 債権発生から20年近く経過しているだけでなく、債務者が高齢による低所得者であったり、自己破産者や生活保護受給者、所在不明者であるため、債権回収が難しい状況にある。裁判所へ申立てのうえ支払督促を実施したいが、債権回収できる可能性が著しく低いため、費用対効果を考慮すると支払督促の実施に踏み切れない。 【対応策】 引き続き、催告書の送付や臨戸訪問を実施しつつ、債権回収の見込みがない債権については、債権管理条例に基づき、債権放棄手続きを進める。
					滞納繰越	17	4,298	1.2	198	4.6		
40	地域外来・検査センター診療報酬	非強制徴収債権（私債権）	保健福祉部	健康推進課	現年度						【スケジュール・重点取組】 滞納者全員（2名）に対し、年2回以上催告書を送付する。納付が確認できない場合は、夜間の臨戸訪問を実施するほか、滞納額等の個人情報を変えない形で親族や勤務先へ連絡し、本人からの自主的な納付を促すことで、目標徴収率の達成を目指す。	【課題】 残りの悪質滞納者（2名）に対し、裁判所へ申立てのうえ支払督促を実施したいが、2名とも滞納額が少額であるため、費用対効果を考慮すると支払督促の実施に踏み切れない。 【対応策】 継続的な催告書送付や臨戸訪問を実施することや、滞納額等の個人情報を変えない形で親族や勤務先に連絡することで、本人からの自主的な納付を促し、目標徴収率の達成を目指す。
					滞納繰越	2	4	66.7	4	100.0		
41	災害廃棄物処理業務損害賠償金	非強制徴収債権（私債権）	市民生活部	環境未来推進課	現年度						【スケジュール・重点取組】 令和8年2月末までに、履行延期申請書、債務確認及び分割納付計画書を提出させ、収入状況を精査したうえで、履行延期申請の承認を行い、分割納付書を送付している。	手続き等については、弁護士を通しているため、令和6年度までは、弁護士の不在や本人との連絡に時間がかかり、手続きに大幅な時間を要したが、令和7年度からは期限を守っている。今後も引き続き、滞納なくスムーズな手続きがとれるよう進める。
					滞納繰越	1	66,256	0.5	360	0.5		
42	機構集積協力金事業費補助金返還金（過年度分）	非強制徴収債権（私債権）	産業部	農林課	現年度	1	21	98.9			【スケジュール・重点取組】 通知書送付のみになっていたものに対しては自宅訪問等により早期に面談し、本人意思等確認を行う。 既に本人意思は確認し、返済意思を示したものの、分納等で相談があったものについて、課内部内協議を行い、関係各位と協議を続け、債権額の縮減に努める。	残債権対象者3名（R5～R7 計724千円）については引き続き架電連絡、自宅訪問での折衝を継続して行う。債権に対する分納等部内協議や規約作成を行い、担当部署に確認の上で適切な管理を行うとともに、法律相談も活用しながら、対応状況、法的な知識を共有する。
					滞納繰越	2	703	0.0	121	16.7		
43	市営住宅明渡遅延損害金	非強制徴収債権（私債権）	建設部	住宅課	現年度						【スケジュール・重点取組】 ・令和8年度に明渡断行し退去した方への請求の準備 ・滞納繰越対象者への納入通知書の発送 ・宛所不明者への現住所の確認と納入通知書再発送 ・現地訪問による納付指導	・徴収の対象者は、明渡訴訟により退去した者であり、これまで納入実績がほとんどない状況にある。 ・回収の見込みは極めて低く、徴収事務に要する費用及び労力に対する効果が見込めないことから、他の滞納者との公平性を考慮した上で、不能欠損処理について検討する必要がある。
					滞納繰越	16	18,650	0.0	933	5.0		
44	中学校電気使用料	非強制徴収債権（私債権）	教育委員会	学校管理課	現年度	1	728	0.0			【スケジュール・重点取組】 令和8年6月2日、令和7年度工事分中学校電気使用料について納入済み。	工事竣工後、使用電気料金が判明した段階で、各請負業者に報告と金額按分を実施し遅滞なく請負業者に請求を行う。
					滞納繰越				728	100.0		

No	債権名	債権の種類	部名等	課名等	区分	令和7年度実績			令和8年度目標		今年度の取組内容	課題と対応策
						滞納件数 (件)	滞納額 (千円)	徴収率 (%)	徴収額 (千円)	徴収率 (%)		
45	学校給食費徴収金	非強制徴収債権 (私債権)	教育委員会	学校管理課	現年度	350	8,651	98.3	235,148	99.6	【スケジュール・重点取組】 毎月の支払状況を精査し、納入期限後30日以内に督促及び納付書再発行を行う。長期滞納者に対しては、10月以降に文書や電話による催告又は臨戸訪問等を実施し、生活状況を把握した上で納付期限の延長や分納誓約への誘導を図る。 また、児童手当から滞納額を差し引く申出徴収制度を活用し、回収を行う。 【不能欠損（債権放棄）予定】 既卒の滞納者について、生活状況や納付資力の把握を集中的に行い、回収見込みがない債権の整理を行った上で、放棄手続きを行う。	【課題】 令和7年度からの自治体直接徴収への移行により、収納率が低下（現年度1.3%減、過年度1.7%減）している。 また、過度分の滞納者のうち回収見込みが立たない債権の整理を行うため、早急に現状把握を行う必要がある。 【対応策】 支払が困難な債権者には、毎月の督促のほか、電話催告等により分納納付や児童手当申出徴収制度を説明し、継続的な回収に繋げる。回収見込みが立たない債権は、条例に則り迅速に放棄手続きを進める。
					滞納繰越	1,111	32,898	1.2	1,204	2.9		
46	国民健康保険税	強制徴収債権	保健福祉部	保険年金課	現年度	1,964	176,479	93.6	2,298,231	95.0	【スケジュール・重点取組】 ・これまで構築してきた徴収体制を維持し、引き続き適時適正な滞納処分（執行停止含む）を実施する。 ・納付機会の確保及び利便性向上のために導入した様々な納付チャンネルについて、更なる周知、適正運用に努める。 （金融機関窓口納付、口座引落、コンビニ納付、QRコードを活用したスマホ決済アプリ又はクレジットカード納付等） ・滞納整理として、一斉（年6回）及び随時の催告書を送付する。 ・効率的かつ効果的な滞納処分のため、換価が容易な債権（預金、給与、年金、生命保険等）の差押を実施する。 ・滞納者との接触率向上のため、ショートメッセージサービスを活用した返信案内の送信を継続実施する。	今後、人口減少等の進行により市税収入の確保が一層厳しさを増すことが見込まれる中、自主財源の安定的確保のために、更なる収入率の向上を図ることが求められる。 一方で、職員数の減少や新規採用職員の配置に伴う経験・知識不足等により、基本的な業務の遂行も困難となっている。 このような状況を踏まえ、各種研修の受講、OJT、ジョブローテーション等を通じて職員一人ひとりの知識・技術の習得を図るとともに、組織としての業務遂行能力の向上も図り、課全体で今年度の取組内容を着実に推進することにより、収入率の向上に繋げていく。
					滞納繰越	1,731	234,995	26.2	102,869	25.0		
47	国民健康保険第三者納付金	非強制徴収債権 (私債権)	保健福祉部	保険年金課	現年度	1	1,622	51.9	2,712	20.0	【スケジュール・重点取組】 本件は、国民健康保険法第64条第1項の規定による損害賠償請求（第三者行為求償）であり、滞納繰越分については、6月以降に相手方と2回面談し、今後の返済について協議しており、本年中に返済を開始する予定。 現年度分については、今後、相手方へ通知・連絡し返済に係る協議を行う予定としている。	本件について、件数自体は多くないものの、相手方が高額な返済額となるケースがあり、返済方法・返済額について相手方と十分協議を行い、着実に返済が履行されるよう進めていきたい。
					滞納繰越				1,622	20.0		
48	国民健康保険医療費返納金	非強制徴収債権 (公債権)	保健福祉部	保険年金課	現年度	33	477	92.1	19,897	95.0	【スケジュール・重点取組】 納付期限について通知発送後1ヶ月程度に設定しているが、期限後速やかに収入状況を確認し、未納の対象者について納期限後2週間程度で督促状を発送する。 また、滞納繰越分については、これまで催告書の発送を年1回としていたが、これを年2回とし、令和6年度以前の滞納者は4月と11月、令和7年度の滞納者は6月と11月に催告書の発送を行う。 【不納欠損予定定額】 25件：605,985円（時効消滅により）	【課題】 当該債権は、石巻市国保の資格喪失により発生するものだが、喪失事由によっては居所不明のまま対象者と連絡不通になる場合や、債権者は世帯主だが医療費の対象者が世帯主以外のこと多いため債務者の返還に対する意識が低い場合があり、回収が困難なケースも少なくない。 【対応策】 都度収入状況を確認して催告書の発送回数を増やし、発送後に電話催告を実施する等、アプローチの機会を増やすようにする。
					滞納繰越	117	2,093	10.1	385	15.0		
49	後期高齢者医療保険料	強制徴収債権	保健福祉部	保険年金課	現年度	328	12,548	99.6	2,051,564	99.2	【スケジュール・重点取組】 ・これまで構築してきた徴収体制を維持し、引き続き適時適正な滞納処分（執行停止含む）を実施する。 ・納付機会の確保及び利便性向上のために導入した様々な納付チャンネルについて、更なる周知、適正運用に努める。 （金融機関窓口納付、口座引落、コンビニ納付、QRコードを活用したスマホ決済アプリ又はクレジットカード納付等） ・滞納整理として、一斉（年6回）及び随時の催告書を送付する。 ・効率的かつ効果的な滞納処分のため、換価が容易な債権（預金、給与、年金、生命保険等）の差押を実施する。 ・滞納者との接触率向上のため、ショートメッセージサービスを活用した返信案内の送信を継続実施する。	今後、人口減少等の進行により市税収入の確保が一層厳しさを増すことが見込まれる中、自主財源の安定的確保のために、更なる収入率の向上を図ることが求められる。 一方で、職員数の減少や新規採用職員の配置に伴う経験・知識不足等により、基本的な業務の遂行も困難となっている。 このような状況を踏まえ、各種研修の受講、OJT、ジョブローテーション等を通じて職員一人ひとりの知識・技術の習得を図るとともに、組織としての業務遂行能力の向上も図り、課全体で上記項目2に掲げる取組を着実に推進することにより、収入率の向上に繋げていく。
					滞納繰越	989	8,809	36.3	8,201	38.4		

No	債権名	債権の種類	部名等	課名等	区分	令和7年度実績			令和8年度目標		今年度の取組内容	課題と対応策
						滞納件数 (件)	滞納額 (千円)	徴収率 (%)	徴収額 (千円)	徴収率 (%)		
50	介護保険料	強制徴収債権	保健福祉部	介護福祉課	現年度	458	13,269	99.6	3,094,266	99.8	【スケジュール・重点取組】 ・これまで構築してきた徴収体制を維持し、引き続き適時適正な滞納処分（執行停止含む）を実施する。 ・納付機会の確保及び利便性向上のために導入した様々な納付チャンネルについて、更なる周知、適正運用に努める。 （金融機関窓口納付、口座引落、コンビニ納付等） ・滞納整理として、一斉（年6回）及び随時の催告書を送付する。 ・効率的かつ効果的な滞納処分のため、換価が容易な債権（預金、給与、年金、生命保険等）の差押を実施する。 ・滞納者との接触率向上のため、ショートメッセージサービスを活用した返信案内の送信を継続実施する。	今後、人口減少等の進行により市税収入の確保が一層厳しさを増すことが見込まれる中、自主財源の安定的確保のために、更なる収入率の向上を図ることが求められる。 一方で、職員数の減少や新規採用職員の配置に伴う経験・知識不足等により、基本的な業務の遂行も困難となっている。 このような状況を踏まえ、各種研修の受講、OJT、ジョブローテーション等を通じて職員一人ひとりの知識・技術の習得を図るとともに、組織としての業務遂行能力の向上も図り、課全体で上記項目2に掲げる取組を着実に推進することにより、収入率の向上に繋げていく。
					滞納繰越	468	10,270	32.2	7,768	33.0		
51	医業収益 （患者負担入院・外来収益等）	非強制徴収債権 （私債権）	病院局石巻市立病院事務部	医事課	現年度	149	13,964	99.6	3,335,696	99.3	【スケジュール・重点取組】 電話催告、督促状通知、催告状通知、訪問徴収、法的対策取組実施。	【課題】 過年度未収患者の連帯保証人に納入通知書を送付したが、配達不能となるケースが多々ある。 身寄りのない方の死亡等により支払いが滞る。 【対応策】 支払窓口での説明を強化し、引き続き電話催告、通知、訪問、住民票追跡調査等により未収発生防止に努める。
					滞納繰越	96	13,343	41.1	4,533	16.6		
52	医業外収益 （行政財産目的外使用料等）	非強制徴収債権 （公債権）	病院局石巻市立病院事務部	経営課	現年度	10	805	99.9	632,812	99.8	【スケジュール・重点取組】 現年度分については、例年のとおり適宜納入通知書を発行し、納入期限内の納付に努めるよう管理する。滞納繰越分については、引き続き電話催告、通知等を実施しつつ、消滅時効完成の有無を精査し、債権管理条例に基づく放棄の手続きが必要か検討する。 【不納欠損予定額】 850千円（1件）。消滅時効が完成している場合においては放棄の手続きを検討する。	【課題】 例年の行政財産目的外使用料においては滞納は発生していないものの、過年度の滞納者1名について連絡困難な状態となっている。 【対応策】 最終納付から5年が経過しており、消滅時効が完成している可能性があることから、債権の法的性質、時効の起算日等を改めて整理し、消滅時効が完成している場合には、放棄の手続きを検討する。
					滞納繰越	21	1,007	11.9	216	11.9		
53	医業収益 （患者負担入院・外来収益等）	非強制徴収債権 （私債権）	病院局 牡鹿病院	事務部門	現年度	1	1	99.9	171,315	99.3	【スケジュール・重点取組】 電話催告、督促状通知、催告状通知、訪問徴収（調査）	【課題】 滞納期間が長期に及んでいる債務者が多く、連絡不通になっている者もいる。 【対応策】 引き続き 受診から間もないタイミングでの電話で納付の催促を行うとともに、連絡が不通になった者については、遅滞なく住民票等の照会を行い所在を確認する。 また、自宅訪問等を行い納付への意識を喚起するように努める。
					滞納繰越	21	1,641	41.2	272	16.6		
54	医業外収益 （行政財産目的外使用料等）	非強制徴収債権 （私債権）	病院局 牡鹿病院	事務部門	現年度	0	0	100.0	212	100.0	【スケジュール・重点取組】 現年度分については、例年のとおり適宜納入通知書を発行し、納入期限内の納付に努めるよう管理する。滞納繰越分については、消滅時効完成の有無を精査し、債権管理条例に基づく放棄の手続きが必要か検討する。	【課題】 例年の行政財産目的外使用料等においては滞納は発生していないものの、過年度の滞納について連絡困難な状態となっている。 【対応策】 最終受診から5年が経過しており、消滅時効が完成している可能性があることから、債権の法的性質、時効の起算日等を改めて整理し、消滅時効が完成している場合には、放棄の手続きを検討する。
					滞納繰越	4	38	0.0	38	0.0		
55	公共下水道使用料	強制徴収債権	建設部	下水道管理課	現年度	37,142	122,059	98.2	1,634,349	98.5	【スケジュール・重点取組】 今年度上半期は昨年度の催告発送者で納付がない者や途絶えた者に対し、給与所得者等を中心に、再度催告を実施する予定。その後納付がない場合は、給与照会等を実施し、債権回収に努める。 また、下半期は、長期催告（1年以上5年未満の滞納がある者）及び短期催告（1年未満の滞納がある者）を実施し、債権額の縮減を目指す。 【不納欠損予定額】 昨年度と同程度の4,600件：1,350万円を見込むほか、10数件約75万円の即時不納欠損（過年度分の破産者）を予定。	【課題】 担当者1名で約700名の滞納者に対する滞納整理が追いついていない。また、滞納者全員に対してマンパワー不足であるため、催告書を発送できていない。例年の多額の不納欠損額と滞納繰越額の縮減が喫緊の課題である。 【対応策】 業務の効率化、経費節減を図るため、収納推進課で使用している税系システム及び預貯金情報の共有化や閲覧ができるよう交渉中である。 また、水道企業団が発行する予告状の様式変更などを行うことで収納率の向上が見込まれることから、今後水道企業団と協議を行っていく。
					滞納繰越	35,476	115,890	65.3	182,456	65.5		

No	債権名	債権の種類	部名等	課名等	区分	令和7年度実績			令和8年度目標		今年度の取組内容	課題と対応策
						滞納件数 (件)	滞納額 (千円)	徴収率 (%)	徴収額 (千円)	徴収率 (%)		
56	公共下水道事業受益者負担金	強制徴収債権	建設部	下水道管理課	現年度	166	985	96.6	16,469	96.0	【スケジュール・重点取組】 現年度分)各期納期限後30日目目で督促状を発送。督促後30日目目で催告書を発送。 滞納繰越分)9月上旬に滞納処分を予告した催告書を送付(未納分納付書添付)。無反応の滞納者について金融機関に対し預貯金等の取引状況の調査を行い差押取立を実施、加えて給与差押を検討する。 滞納案件の精査)滞納案件について精査を行い、執行停止可能案件については執行停止する。	【課題】 金融機関に対し郵送により取引状況調査を行っているが、事務的に煩雑である。 【対応策】 収納促進課で使用している預貯金情報閲覧システムを個別に導入することは難しいので全庁で利用できる体制の構築を収納推進課と協議中である。
					滞納繰越	346	3,354	21.1	955	22.0		
57	公共下水道事業受益者分担金	強制徴収債権	建設部	下水道管理課	現年度				96	96.0	【スケジュール・重点取組】 現年度分)各期納期限後30日目目で督促状を発送。督促後30日目目で催告書を発送。 滞納繰越分)9月上旬に滞納処分を予告した催告書を送付(未納分納付書添付)。無反応の滞納者について金融機関に対し預貯金等の取引状況の調査を行い差押取立を実施、加えて給与差押を検討する。 滞納案件の精査)滞納案件について精査を行い、執行停止可能案件については執行停止する。	【課題】 金融機関に対し郵送により取引状況調査を行っているが、事務的に煩雑である。 【対応策】 収納促進課で使用している預貯金情報閲覧システムを個別に導入することは難しいので全庁で利用できる体制の構築を収納推進課と協議中である。
					滞納繰越	5	63	52.2	14	22.0		
58	農業集落排水施設使用料	非強制徴収債権(公債権)	建設部	下水道管理課	現年度	949	4,232	98.4	66,587	98.5	【スケジュール・重点取組】 今年度上半期は昨年度の催告発送者で納付がない者や途絶えた者に対し、再度催告を実施する予定。 また、下半期は、長期催告(1年以上5年未満の滞納がある者)及び短期催告(1年未満の滞納がある者)を実施し、債権額の縮減を目指す。 【不納欠損予定額】 昨年度と同程度の150件50万円を見込む	【課題】 非強制徴収債権であるため、滞納処分ができない。 【対応策】 未納を減らすため、可能な限り催告により納付を促していく。
					滞納繰越	1,088	4,637	69.5	7,100	70.0		
59	浄化槽使用料	非強制徴収債権(公債権)	建設部	下水道管理課	現年度	171	544	99.1	14,929	99.5	【スケジュール・重点取組】 短期催告(1年未満の滞納がある者)を実施し、債権額の縮減を目指す。 【不納欠損予定額】 昨年度と同程度の30件12万円を見込む。	【課題】 非強制徴収債権であるため、滞納処分ができない。 【対応策】 未納を減らすため、可能な限り催告により納付を促していく。
					滞納繰越	170	563	73.5	450	66.0		
60	浄化槽事業分担金	強制徴収債権	建設部	下水道管理課	現年度				144	96.0	【スケジュール・重点取組】 現年度分)各期納期限後30日目目で督促状を発送。督促後30日目目で催告書を発送。 滞納繰越分)R8.4.10に時効成立。年度末に不納欠損処理を行う。	【課題】 金融機関に対し郵送により取引状況調査を行っているが、事務的に煩雑である。 【対応策】 収納促進課で使用している預貯金情報閲覧システムを個別に導入することは難しいので全庁で利用できる体制の構築を収納推進課と協議中である。
					滞納繰越	1	8	0.0	0	0.0		

No	債権名	債権の種類	部名等	課名等	区分	令和7年度実績			令和8年度目標		今年度の取組内容	課題と対応策
						滞納件数 (件)	滞納額 (千円)	徴収率 (%)	徴収額 (千円)	徴収率 (%)		
61	国民健康保険 高額療養費資金 貸付基金	非強制徴収債権 (私債権)	保健福祉部	保険年金課	現年度						【スケジュール・重点取組】 時効援用に係るお知らせに対し、援用の申出があったものについて不納欠損処理を行う。 ・死亡や音信不通により債務者及びその相続人の意思を確認することが困難である事案については、債権放棄等による債権整理を検討する。	・高額療養費資金貸付金の回収は、本来、貸付金申請者が医療費の自己負担分全額を医療機関に支払うことにより申請者に高額療養費の給付が発生し、その給付費を貸付金債権に充当相殺することで行う。しかし、医療機関への支払が行われないまま高額療養費の給付債権が時効消滅しており、振替処理が行えない状況になっている。 ・民法上の私債権となる当該貸付金債権については、既に時効を迎えているため時効援用を申し受ける方向で債権の整理を行ってきたが、申請者本人の死亡や所在不明・音信不通により時効の援用（又は貸付金の回収）が期待できないものについては、債権放棄による整理を検討する。
					滞納繰越	20	2,249	0.0	0	0.0		
62	高齢者等肉用 牛導入貸付事業 基金	非強制徴収債権 (私債権)	河北総合支 所	地域振興課	現年度						【スケジュール・重点取組】 本債権の債務者は既に死亡しており、相続人3名が現在の債務者となっていることから、令和8年5月27日に法律相談を行った。法律相談の結果、相続人3名のうち、1名は外国人であり、帰国後の所在が不明且つ再入国の履歴及び連絡手段がないことから、債権管理条例第10条第1項第4号の規定による債権放棄が可能との回答を得た。債権額は24万円。 残る相続人2名については、法律相談後に時効援用通知書が提出されたことから、債権が消滅している。 【不納欠損予定額】 条例による債権放棄：24万円（本計画の対象） 時効の援用による債権消滅：8万円（4万円×2名、本計画の対象外） 合計32万円	【経緯】 本債権は平成18年を最後に納付されておらず、督促状の送付等は継続して行っていたものの、債務承認による時効の更新等の対応を行わなかったため時効が完成している。 なお、時効完成時点において被相続人は生存していた。 【課題】 当時の書類を確認したところ、督促を送付することで時効が更新されると誤認していたと思われる節があり、実際に債務承認等による時効の更新を図った記録もなかった。 また、時効完成直前に法律相談を行った記録も残っていなかったことから、債権管理に係る知識不足及び認識の誤りが原因であったと思われる。 【対応策】 債権の管理については市の財政に直結する問題であることから、担当部署に確認の上で適切な管理を行うとともに、法律相談も活用しながら、対応状況、法的な知識を共有する。
					滞納繰越	1	240	0.0	0	0.0		
63	高齢者等肉用 牛導入貸付事業 基金	非強制徴収債権 (私債権)	河南総合支 所	地域振興課	現年度						【スケジュール・重点取組】 ・分納誓約者に対し、納付状況の確認及び納付指導を行う。 ・未納者に対し、催告及び納付相談を実施する。 ・連絡不通者については、所在確認及び催告を継続する。 ・保証人への請求可否について法制担当と協議する。	・分納による返済のため完納まで期間を要することから、継続的な納付指導を行う。 ・生活保護受給等により回収が困難な案件については、状況を把握しながら適切な債権管理を行う。 ・連絡不通となっている債務者については、所在確認及び催告を継続する。 ・保証人への請求可否については、法制担当と協議しながら対応を検討する。
					滞納繰越	4	5,210	3.5	5,210	6.8		
64	高齢者等肉用 牛導入貸付事業 基金	非強制徴収債権 (私債権)	北上総合支 所	地域振興課	現年度						【スケジュール・重点取組】 唯一の対象者が死亡しており、対象者の親族からは支払いが出来ないとされていることから回収困難な現状である。 令和7年第4回定例会産業建設委員会において、議員より回収困難な債権については債権の放棄を検討する旨提案があったため、不納欠損に至る手続きについて検討を進める。 「課題と対応策」に記載する懸案事項があるため、法制企画官への法律相談等により対応策を考え、最終的な対応方針について農林課と調整のうえ決定する。	・契約書の流出により契約内容が判然としないため、法的な根拠の元徴収事務を行うことが困難である。（契約書はデータも残っていない。相手方の保管状況は不明。） ・同じく契約書の流出により、戸籍謄本の取得が困難であるため、相続者が確定できない。 ・基金の資本元が国・県・市の3分割であるため、不能欠損の手続きが複雑となる可能性がある。 ⇒以上についての法律相談等により、対応策を考える。
					滞納繰越	1	300	0.0	0	0.0		
65	優良家畜導入 資金貸付基金	非強制徴収債権 (私債権)	河南総合支 所	地域振興課	現年度						【スケジュール・重点取組】 ・返納通知書の発送及び納付指導を行う。 ・分納誓約に基づく納付状況を確認し、計画的な返済を促す。 ・関係者との連絡調整を行い、滞納額の縮減に努める。	・高齢者等肉用牛導入貸付事業の滞納も抱えており、返済に長期間を要していることから、継続的な納付指導を行う。 ・死亡した債務者に係る案件については、関係者と連絡を取りながら返済を促す。 ・分納誓約に基づく納付状況を確認し、計画的な返済を促進する。
					滞納繰越	2	1,085	11.7	1,085	11.2		